

令和5年度 第3回四街道市障害者自立支援協議会 会議次第

令和6年1月25日（木）

10時00分から

四街道市保健センター3階大会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）開設事業者説明について

(2) 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(案)について

3 その他

4 閉 会

説明資料

四街道市障がい者グループホーム について

グループホームについて



居室数：20名+2名（短期間の利用を行える部屋）

障害種別：身体障がい・知的障がい・精神障がい

性別：男性・女性（1階・2階で分ける予定。それぞれの入り口は施錠をする）

スタッフ：管理者1名・サービス管理責任者1名・その他職員9名以上

【日中（9時～18時）】

管理者もしくはサービス管理責任者など

【夜間（16時～翌朝9時）】

夜勤者が最低2名配置される予定

支援体制：グループホームの協力医療機関の設置

常時グループスタッフの見守りができる体制

（家事の支援や相談支援・調理を行う場合は見守りなど）

ご入居者さまについて

【想定する障がい程度】

- ・ 他者との共同生活が可能である方
- ・ 日中も支援が必要とされる方
- ・ 日常的な医療的ケアが必要とされる方
- ・ 障害区分3以上の方

【生活の様子】

- ・ 日中はグループホーム内でレクや作業などを行う
- ・ 定期的にかかりつけ医に通院を行う
- ・ お食事の準備は朝昼夕とスタッフが行う

スタッフの配置について

【配置について】

- ・ 入居者3名に対し最低1名の配置を行うこと
- ・ 夜間は最低1名以上の配置を行うこと
- ・ 当グループホームのスタッフ配置予定数
 - 【管理者、サービス管理責任者（常勤）】
1名以上
 - 【世話人スタッフ（常勤・非常勤問わない）】
4.5名以上
 - 【生活支援員（常勤・非常勤問わない）】
3.5名

引用：障がい者総合支援法より

緊急時の対応



- ・利用者様が普段と違う様子がある場合には、かかりつけ医への相談を日ごろからスタッフがいき、医療機関との連携を常時行う
- ・**利用者様が外出なさる場合**は、必要により付き添いを行い、その他に関しては管理者・常駐のスタッフが行先や戻り時間などを把握しており、対応できる体制を整える
- ・**災害時**に関し、避難場所への誘導はスタッフが行う。
施設内に防災用具の備蓄有り。
スタッフは近隣の関係機関（弊社のグループホーム・対象者のご家族・医療機関・行政など）に対しての連絡・協力を行う

グループホーム設備について①

- ・最低2名以上10名以下であること
- ・居室は1部屋7.43m²以上であり、1居室当たりの定員は1名であること
- ・原則として、お風呂・洗面台・トイレ・台所などに日常生活を送る上で必要となる設備があること
- ・住宅地または住宅地と同程度に利用者家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあること

引用：障がい者総合支援法より

グループホーム設備について②

【消防設備】

- ・各部屋自動火災報知機
- ・各階消火器の設置
- ・誘導灯
- ・スプリンクラー

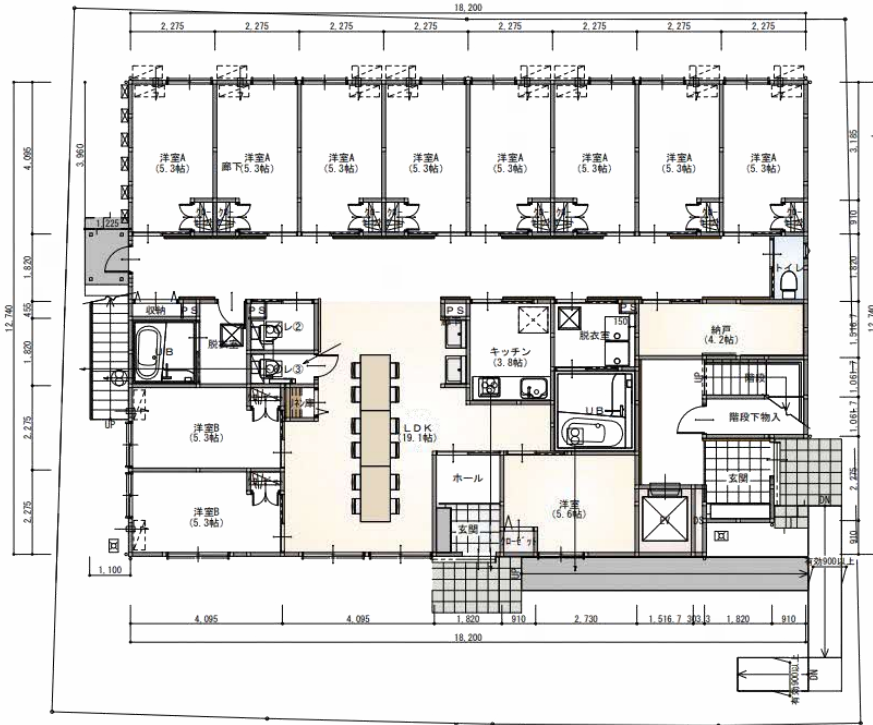
【火の取り扱いについて】

- ・火はスタッフが調理するときの使用
利用者様が使われる場合は、必ずスタッフが見守る

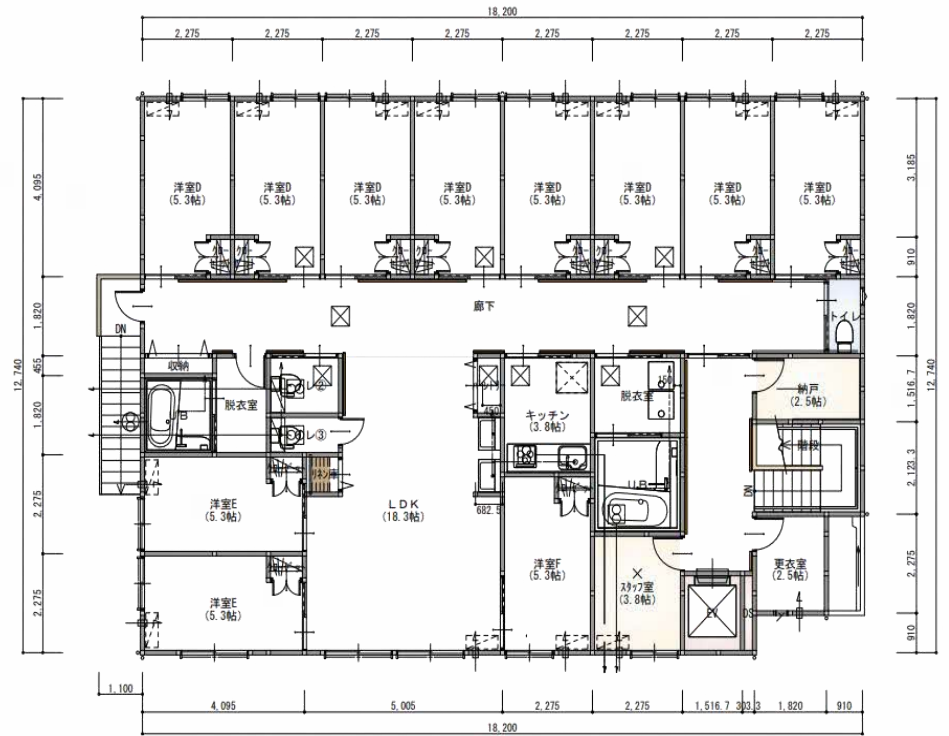
グループホーム平面図



anispi
Holdings



1F



2F

ペットの飼育方法について



anispi
Holdings

種類：犬・猫など

飼育方法：

基本的にグループホームで飼育するワンちゃん・ネコちゃんはグループホームで働くスタッフがお世話をいたします。

散歩・食事・お手入れなどスタッフを中心に利用者様にも協力をいただきながらケアをしていきます。

室内での飼育が基本となりますので外に放し飼いをするなどの行為は一切行いません。



第 7 期四街道市障がい福祉計画
第 3 期四街道市障がい児福祉計画
(案)

四街道市

令和 6 年 3 月

はじめに

日頃より、四街道市政へのご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国は、障がいのある人の日常生活および社会生活を総合的に支援するため、平成 25 年 4 月に「障害者自立支援法」を改正し「障害者総合支援法」を施行しました。

また、平成 25 年 6 月には「障害者差別解消法」の制定等、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした国内法令の整備を進め、平成 26 年 1 月に「障害者権利条約」を批准しました。

そして、令和 3 年には、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、「障害者差別解消法」の改正、令和 4 年には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通支援に係る施策の推進に関する法律(以下「障害者情報アクセスシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。)」の施行、また同年には、さらなる障がい者等の地域生活の支援体制の充実や障がい者の就労支援及び障がい者雇用の質の向上の推進等を図るため、「障害者総合支援法」及び関連法の改正が行われ、障がい者の権利擁護や社会参加の推進に向けた環境整備が一層進められています。

本市では、平成 19 年 3 月に障害者自立支援法に基づく第 1 期障害福祉計画の策定以来、3 年ごとに障がい福祉サービスの目標やサービス見込み量を設定する等、支援体制の確保に取り組んでまいりました。児童分野においては、平成 30 年 3 月の児童福祉法の改正に基づき、第 1 期障害児福祉計画を策定いたしました。

近年、障がいのある人の高齢化やそれに伴う障がいの重度化等により、障がい福祉サービスに対するニーズは増加が見込まれることや、児童分野では乳幼児期から継続的に支援が繋がり、年齢に応じて適切な福祉サービスの利用体制に努めることが重要であり、将来に渡り安心して地域で暮らせる地域づくりが必要となります。

「障がいのある人もない人も、ともに自分らしく輝いて生きることが出来るまち四街道」の実現に向け、今回、策定しました障がい福祉計画・障がい児福祉計画をはじめとする障がい福祉施策推進に取り組んでまいりますので、引き続き市民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、障がい者自立支援協議会の委員の皆様、アンケート調査にご協力いただいた障がい福祉団体の皆様方に厚く御礼申し上げます。



令和 6 年 3 月

四街道市長 鈴木 陽介

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
第2章 四街道市の障がいのある人を取りまく現状	4
1 統計データなどからみる現状	4
(1) 身体障がいのある人の状況.....	4
(2) 知的障がいのある人の状況.....	5
(3) 精神障がいのある人の状況.....	5
(4) 児童の状況	6
①乳幼児期から育ちの支援を必要とする児童の状況	6
②市内小・中学校の特別支援学級の状況.....	7
③市内小・中学校の継続的に学校に通学できない児童（不登校児童・生徒）の状況..	7
参考 難病療養者の状況（印旛健康福祉センター）	8
参考 障がいのある人の雇用状況（千葉県）	8
第3章 障がい福祉計画、障がい児福祉計画の成果目標	9
1 第7期障がい福祉計画の成果目標.....	9
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	9
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	9
(3) 地域生活支援拠点等の整備と充実	10
(4) 福祉施設から一般就労への移行等.....	10
(5) 相談支援体制の充実・強化等	12
(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組.....	13
2 第3期障がい児福祉計画の成果目標.....	14
(1) 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築	14
(2) 医療的ニーズへの対応.....	15

第4章 障がい福祉サービスの必要量の見込み	16
1 訪問系サービス	16
2 日中活動系サービス	18
3 居住系サービス	23
4 相談支援	25
5 その他	26
第5章 障がい児福祉サービス必要量の見込み	27
第6章 地域生活支援事業の必要量の見込み	29
1 相談支援事業	29
2 成年後見制度利用支援事業	30
3 意思疎通支援事業	30
4 日常生活用具給付等事業	31
5 移動支援事業	32
6 地域活動支援センター	33
7 その他の地域生活支援事業	34
第7章 サービス見込み量確保のための方策	36
1 訪問系サービス	36
2 日中活動系サービス	36
3 居住系サービス	36
4 障がい児支援	37
5 地域生活支援事業	37
第8章 計画の推進	38
1 進捗状況の管理と評価	38
2 関係機関との連携	38
3 県および障がい保健福祉圏域との調整・協力	38
資料1 計画策定体制と経過	39
資料2 用語の解説	40

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、障害者基本法に基づき、障がい者施策の基本理念や施策の方向性を定めるため、平成28年3月に「第4次四街道市障害者基本計画」を策定し、障がいの有無に関わらず、すべての人が等しくかけがえのない個人として尊重され、社会の構成員として暮らせる社会を目指し、「障がいのある人も、ない人も、ともに自分らしく輝いて生きることが出来るまち四街道」を基本理念として定め、これを実現するための各施策に取り組んでいます。

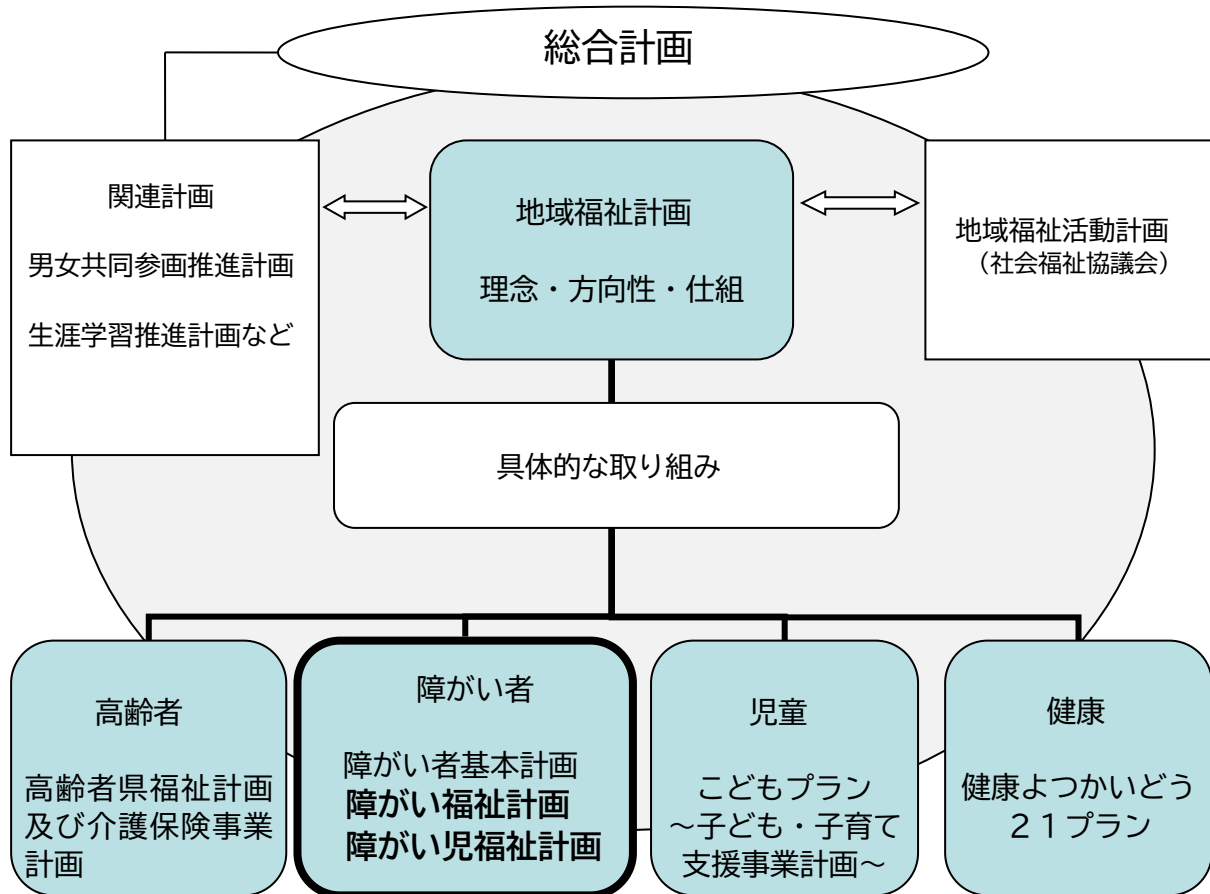
一方、障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、障がい児・者の地域生活を支援するためのサービス基盤の整備等について、成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定めた「第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画」を令和2年3月に策定しました。この計画期間が令和5年度で終了することから、この度、国の基本指針に基づいて「第7期四街道市障がい福祉計画・第3期四街道市障がい児福祉計画」を策定することとなりました。

現在の施策の課題や障がい福祉サービス等の需要を総合的に検討し、サービス等の提供が総体的かつ計画的に実施されることを目指します。

2 計画の位置づけ

- ・ 第7期障がい福祉計画
障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として位置付けられます。
- ・ 第3期障がい児福祉計画
児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置付けられます。

両計画の策定にあたっては、国の基本的な考え方を示す「基本的な指針」や、国、県の計画・関連計画に沿って検討を進めました。



- ・「障がい者基本計画」は、障害者基本法第11条の3に基づき、市町村における障がいのある人の状況等を踏まえ、障がいのある人のための施策に関する基本的な計画です。
- ・「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づき、国が示す基本指針に即して、障がい福祉サービスの提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画です。
- ・「障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づき、国が示す基本指針に即して、障がい福祉サービスの提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画です。

3 計画の期間

本計画の計画期間は令和6年度から令和11年度の6か年とします。

なお、国の指針の改定等によりサービスの成果目標及び活動目標との乖離が生じた場合は、中間見直しを行うなど、その変化に柔軟に対応していきます。

	令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
障がい者基本計画	第4次 (平成28年度～令和7年度)		第5次 (令和8年度～17年度)			
障がい福祉計画	第7期 (令和6年度～11年度)					
障がい児福祉計画	第3期 (令和6年度～11年度)					
健康よつかいどう21プラン	第2次 (平成30年度～令和9年度)					
こどもプラン (子ども・子育て支援事業計画)	第2期 (令和2年度～6年度)			第3期 (令和7年度～11年度)		
高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画	第9期 (令和6年度～8年度)					
地域福祉計画	第3次 (令和3年度～7年度)					
総合計画	基本構想 (令和6年度～25年度)					
	基本計画 (第1期 令和6年度～10年度)					

第2章 四街道市の障がいのある人を取り巻く現状

1 統計データなどからみる現状

四街道市の障がい児・者の手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者の合計、重複含む）は、4,503人、人口に対する障がいのある人の割合は4.69%であり、市民の約20人に1人が身体、知的または精神障がいがあるという状況です。人口に対する障がいのある人の割合は、増加傾向にあり、特に精神障がい者の割合は、高い伸び率を示しています。

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、946人であり、平成26年度の555人（第4次障害者基本計画より）から令和4年度までの9年間で、約1.7倍となっています。

身体障害児・者手帳所持者数は、2,760人で、18歳以下が85人に対して、60歳代以上は2,097人となっており、60歳代以上の割合が76%と高い割合となっています。

（令和5年3月31日現在）

(1) 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳所持者数は、令和4年度2,760人で平成26年度から0.94倍となっています。

	平成26年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
所持者数	2,910	2,949	2,964	2,750	2,758	2,760
■等級別						
1級	965	1,018	1,012	938	919	918
2級	443	448	444	417	412	409
3級	447	472	440	420	444	447
4級	721	715	724	658	668	669
5級	153	160	160	144	140	139
6級	181	189	190	173	175	178
■年齢別						
18歳未満	64	72	76	77	78	83
18歳以上	2,846	2,877	2,888	2,673	2,680	2,677
■障がい別						
視覚障害	217	230	228	219	232	228
聴覚・平衡機能障害	232	220	219	202	217	218
音声・言語・そしゃく機能障害	30	38	37	35	43	41
肢体不自由	1,567	1,509	1,496	1,358	1,356	1,347
内部障害	864	952	984	936	910	926

(2) 知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者数は、令和4年度は797人で平成26年度から約1.51倍となっています。

	平成26年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
所持者数	527	675	696	727	742	797
■等級別						
①						
Aの1	221	256	270	278	286	303
Aの2						
Bの1	100	149	151	156	456	494
Bの2	206	270	275	293		
■年齢別						
18歳未満	146	209	214	224	215	247
18歳以上	381	466	482	503	527	550

※等級別について、令和3年度よりBの1、Bの2は合算

(3) 精神障がいのある人の状況

精神障害福祉手帳所持者数は、令和4年度は946人で平成26年度から約1.7倍となっています。

	平成26年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
所持者数	555	740	790	816	870	946
■等級別						
1級	92	108	115	120	120	127
2級	313	420	447	464	493	559
3級	150	212	228	232	257	301

自立支援医療（精神通院医療）受給者は、令和4年度は1,601人で平成26年度から約1.54倍となっています。

	平成26年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
受給者数	1,038	1,264	1,321	1,528	1,508	1,601

参考

○精神障がい診断別状況

精神疾患の治療のために外来通院者が利用する、医療費の自己負担を軽減する自立支援医療（精神通院）制度の受給者証所持者数は、平成26年度から令和4年度まで増加傾向にあります。

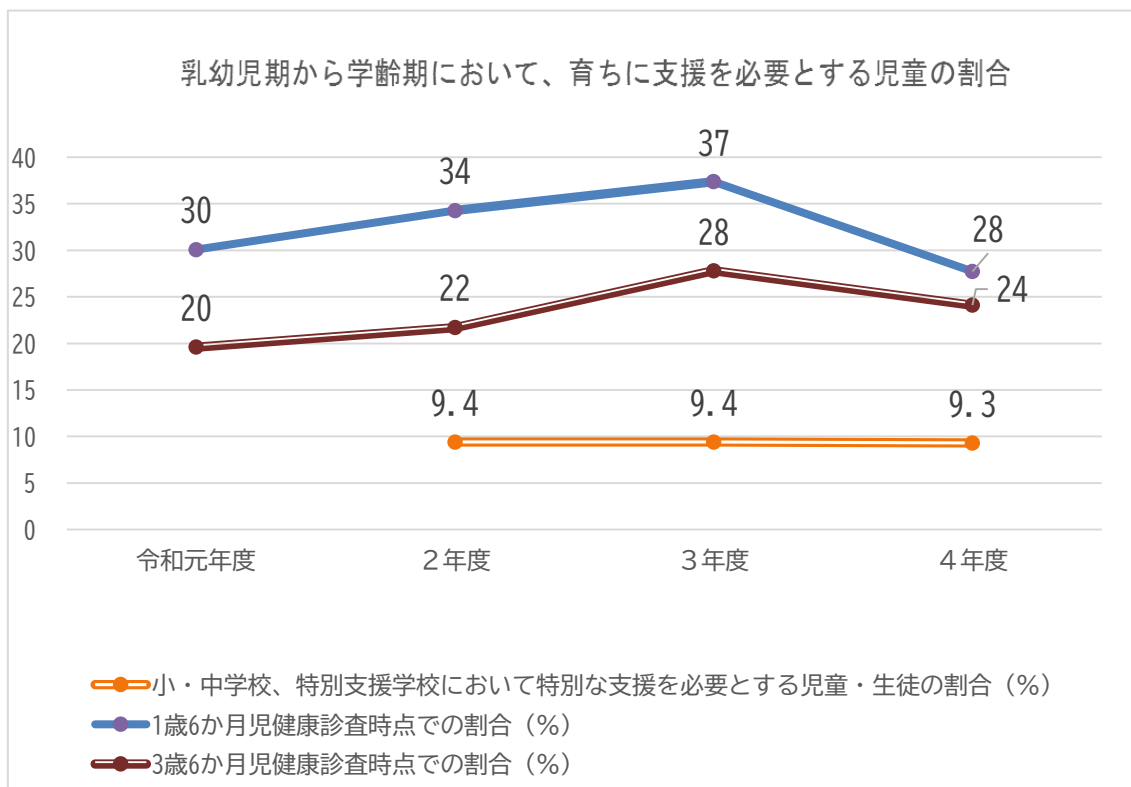
令和4年度の診断名別における割合でみると、「気分（感情）障害」が1,116人と全体の74.2%を占めて最も多く、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」が374人（24.8%）、次いで「挿間性及び発作性障害」が119人（7.9%）、「神経定性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害」が85人（5.65%）、「心理的発達の障害」が77人（5.12%）と続いています。

(4) 児童の状況

①乳幼児期から育ちに支援を必要とする児童の状況

発達障がいについては、正確な人数は把握できない状況ですが、四街道市において実施する1歳6か月児健康診査と3歳6か月児健康診査（法定健康診査）において、令和元年度から4年度に受診した児童のうち、発達障がいの診断及び発達に支援を必要とする可能性のある児童に多く認められる「言語発達の遅れ」「こだわりが強い」「エネルギーが高い、多動傾向である」「アイコンタクトが取りにくい」等対人関係の構築の困難さがある項目に該当する児童の割合は、1歳6か月児健康診査で約32%、3歳6か月児健康診査で約23%（年度）でした。また、小・中学校、特別支援学校において特別な支援を必要とする児童・生徒の割合は約9%（年度）でした。

該当する全ての児童が福祉サービスを必要とするものではありませんが、子育て世帯においては、同時に「子育ての不安感」「子育てのしづらさ」「子育ての負担感」を抱えていることも多く、継続的な子育て支援を必要とする状況にあります。



②市内小・中学校の特別支援学級の状況

四街道市の特別支援学級の在籍児童・生徒数は、令和5年5月1日現在で、小学校が217人（男子158人、女子59人）、中学校が109人（男子76人、女子33人）となっています。

また、すべての小・中学校に特別支援学級が設置されており、各学校の設置状況は以下のとおりです。

	学 校 名	障 害 種 別	
		知	自 情
小 学 校	四 街 道 小 学 校	3	2
	旭 小 学 校	2	1
	南 小 学 校	2	1
	中 央 小 学 校	3	3
	大 日 小 学 校	2	2
	八 木 原 小 学 校	1	2
	四 和 小 学 校	1	1
	山 梨 小 学 校	1	1
	み そ ら 小 学 校	1	1
	栗 山 小 学 校	1	1
	和 良 比 小 学 校	2	2
	吉 岡 小 学 校	1	1

※令和5年5月1日現在

	学 校 名	障 害 種 別	
		知	自 情
中 学 校	四 街 道 中 学 校	2	2
	千 代 田 中 学 校	1	3
	旭 中 学 校	1	2
	四 街 道 西 中 学 校	1	2
	四 街 道 北 中 学 校	2	2

知：知的障害特別支援学級
 自情：自閉症・情緒障害特別支援学級
 四街道小学校、中央小学校：言語障害通級指導教室
 ※数字は、各学級数を記載している。

③継続的に学校に通学できない児童（不登校児童・生徒）数の状況

四街道市の不登校児童・生徒数は、令和元年度末で、小学校50人、中学校が81人でした。令和4年度末現在では、小学校87人、中学校137人となり増加傾向がみられています。

参考

○難病療養者の状況

印旛健康福祉センターにおける、本市の指定難病の医療費助成及び小児慢性特定疾病の医療費助成の受給者数は、以下のとおりです。

	令和元年度	2年度	3年度	4年度
指定難病の医療費助成受給者数(人)	654	716	696	710
小児慢性特定疾病の医療費助成受給者数(人)	77	89	79	72

参考

○障害のある人の雇用状況(千葉県)

出典：千葉労働局発表資料

厚生労働省千葉労働局の発表によれば、令和5年3月31日現在における、障害のある人の職業紹介状況について、新規の求職申込件数は9,502件で対前年度比7.6%の増となり、コロナ禍以前の水準を上回って、過去最高となりました。また、就職件数は3,668件で、対前年度比8.4%の増となり、コロナ禍以前の令和元年度(3,972件)に次ぐ過去二番目の水準となりました。

このうち、精神障害者の新規求職申込件数は5,228件で、対前年度比20.0%の増となり、また、就職件数は2,060件で、対前年度比27.6%の増となりました。

○就職率(就職件数/新規求職件数)は38.6%で、対前年度差0.3ポイントの増となりました。

	就職件数(件)	対前年度差(比)	就職率(%) (対前年度差)
身体障害者	679	38件(5.9%増)	31.7(0.7ポイント)増
知的障害者	729	7件(1.0%増)	49.4(2.7ポイント)増
精神障害者	2,060	445件(27.6%増)	39.4(2.3ポイント)増
その他の障害者(※)	200	207件(50.9%増)	30.6(9.0ポイント)減
合計	3,668	283件(8.4%増)	38.6(0.3ポイント)増

※「その他の障害者」とは、身体障害者・知的障害者・精神障害者以外の障害者をいい、具体的には障害者手帳を所持しない発達障害者、難病疾患、高次脳機能障害者など。対前年差(比)減となったのは、ハローワークシステム刷新の影響により、令和3年度において障害者障害者手帳所持者が一部計上されていた影響が大きいことによります。

○産業別の就職件数は、「医療、福祉」が1,603件(構成比43.7%)、「卸売・小売業」が451件(同12.3%)、「サービス業」が420件(同11.5%)、「製造業」が239件(同6.5%)でした。

○障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第81条第1項及び第2項の規定により、ハローワークに届出のあった障害者の解雇者数は、12人でした。(令和3年度は30人)。

第3章 障がい福祉計画、障がい児福祉計画の成果目標

国が令和5年5月に示した、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画における成果目標を次のように定めます。目標年度については、国の考え方は令和8年度までの3年を基本に記載しておりますが、市は計画期間を6年とすることから、目標年度を令和11年度とし記載しています。

1 第7期障がい福祉計画の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の考え方】

- ・令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定にあたっては、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。
- ・令和8年度末における施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から、5%以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

	数値	考え方
令和4年度末時点の施設入所者数 (A)	77人	
【目標値】 地域生活移行者数 (A-3%)	4人	施設入所からグループホームなどへ移行する者の数
施設入所者数	73人	地域生活への移行を基本としつつも、家庭の状況や障がいの程度などにより、入所に対するニーズが依然高い状況にあることを踏まえ、令和8年度においては2名、令和11年度までには、4名の減少を目標とする

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の考え方】

- ・市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場を設置し、それに関する見込みを設定する。

	目標	考え方
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	実施済(令和5年度末2回実施) 国の考え方を踏まえ、引き続き継続して取り組む
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加者数	11人	実施済(令和5年度11人参加) 国の考え方を踏まえ、引き続き継続して取り組む

保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	令和5年度開始により、協議内容を深めている段階であることから、目標年度までに議論を深め、実施する回数とする
--------------------------------------	----	---

(3) 地域生活支援拠点等の整備と充実

【国の考え方】

- 令和8年度末までの間に、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。
- 令和8年度末までの間に、各市町村又は圏域において、強度行動障がいを有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。

	目標	考え方
地域生活支援拠点等が有する機能の整備と充実	1回以上	実施済（令和5年度1回実施） ・基幹相談支援センターを中心に面的整備に取り組む ・地域生活支援拠点等の整備と機能の充実のため、検証及び検討する会議の開催回数として設定する
地域生活支援拠点等を実施する事業所数	8か所	新規に8か所の事業所において実施することを目標とする
強度行動障がいを有する者への支援体制の整備	整備	自立支援協議会専門部会を中心に、関係者で構成する協議の場を設定し、幼児期から連続帯で取り組む支援体制の整備を構築する

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【国の考え方】

- 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。
- 目標の設定にあたっては、令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。
- 就労移行支援事業、就労継続支援事業A型事業、就労継続支援B型事業、就労定着支援事業を通じて、一般就労する者の目標値を設定する。目標の設定にあたっては、それぞれ令和3年度実績の1.31倍以上、1.29倍以上、1.28倍以上、1.41倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上となる就労支援移行支援事業所の割合が5割以上とする。
- 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合が2割5分以上とする。

	数値	考え方
令和3年度の一般就労移行者数	3人	
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数	6人 1.29倍	令和8年度において目標とする人数は1.28倍の4人とし、令和11年度までにはその1.29倍の6人を目標とする

	数値	考え方
令和3年度に就労移行支援事業を通じて一般就労移行した者の数	0人	
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数	3人 1.32倍	令和8年度において目標とする人数は1.31倍の2人とし、令和11年度までにはその1.32倍の3人を目標とする

	数値	考え方
令和3年度に就労継続支援A型事業を通じて一般就労移行した者の数	3人	
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数	6人 1.30倍	令和8年度において目標とする人数は1.29倍の4人とし、令和11年度までにはその1.30倍の6人を目標とする

	数値	考え方
令和3年度に就労継続支援B型事業を通じて一般就労移行した者の数	0人	
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数	3人 1.29倍	令和8年度において目標とする人数は1.28倍の2人とし、令和11年度までにはその1.29倍の3人を目標とする

	数値	考え方
令和3年度に就労定着支援を利用した者の数	3人	
【目標値】 目標年度の利用者数	8人 1.42倍	令和8年度において目標とする人数は1.41倍の5人とし、令和11年度までにはその1.42倍の8人を目標とする

	数値	考え方
【目標値】 目標年度に一般就労へ移行した割合が5割以上の事業所の割合	50%以上	就労移行支援事業所を通じて一般就労した者の割合が5割以上の事業所の割合
【目標値】 目標年度の就労定着率が7割以上の事業所の割合	25%以上	※令和5年10月時点で、市内事業者がないため設定は困難であるが、開設された場合は、目標値を目指す

(5) 相談支援体制の充実・強化等

【国の考え方】

- ・令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

	目標	考え方
総合的・専門的な相談支援	実施（継続）	実施済（令和4年度実績225件） 国の考え方を踏まえ、障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を継続して実施する
地域の相談支援体制の強化	2件	実施済（令和4年度実績0件） 国の考え方を踏まえ、引き続き、相談支援事業所に対し訪問等による専門的な指導・助言に取り組む件数を目標とする
	1件	実施済（令和4年度実績0件） 国の考え方を踏まえ、引き続き、相談支援事業所の人材育成の支援件数を目標とする
	12件	実施済（令和4年度実績12回） 国の考え方を踏まえ、引き続き相談機関との連携強化に対する取組の実施回数を目標とする

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組

【国の考え方】

- ・令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。

	目標	考え方
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	2人	実施済（令和4年度実績2人） 引き続き県が実施する障がい福祉サービスに係る研修やその他の研修への市職員の参加人数の見込みを目標とし体制を構築する
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析し、事業所等と共有する体制づくり	構築	障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析し、その結果を事業所等と共有し活用する

2 第3期障がい児福祉計画の成果目標

(1) 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

【国の考え方】

- ・令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置する。
※地域の実情により児童発達センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となつて、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備する。(社会保障審議会)
- ・令和8年度末までに全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- ・令和8年度末までに障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する。

	目標	考え方
中核的な支援機能と同等の機能を有する体制の整備	整備	児童デイサービスセンターくれよんを中心に、中核的な支援機能と同等の機能を有する身近な地域支援体制を整備する
にじいろサポートファイルの活用	障がい児支援 全事業所	にじいろサポートファイルを活用し、家庭や地域等との連携に取り組む事業所の数
保育所等訪問支援事業の実施	実施(継続)	実施済(令和5年10月時点4か所) 国の方針を踏まえ、引き続き継続して取り組む
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する	構築	自立支援協議会専門部会(療育・教育部会)を中心に、幼児期からの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する

(2) 医療的ニーズへの対応

【国の考え方】

- ・令和 8 年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも 1 か所以上確保する。
- ・令和 8 年度末までに各圏域及び市町村において、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携、協議できる場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

	目標	考え方
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保	各 1 か所	確保済（令和 4 年度実績各 1 か所） 国の方針を踏まえ、引き続き継続して取り組む
関係機関による連携、協議の場の設置	年 2 回	設置済（令和 5 年度実績年 2 回） 国の方針を踏まえ、引き続き継続して取り組む
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	7 人	配置済（令和 5 年 10 月時点 5 人） 国の方針を踏まえ、2 名の増加を目標とする

第4章 障がい福祉サービスの必要量の見込み

1 訪問系サービス

(1) 居宅介護

居宅において入浴、排せつ、食事などの介護並びに調理、洗濯、掃除などの家事及び生活に関する相談その他の生活全般にわたる援助を行います。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がいがあり常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

(3) 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人などに対し、外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）、移動の援護、排せつ・食事などの介護その他外出する際に必要となる援助を行います。

(4) 行動援護

自己判断能力が制限されている人（重度の知的障がいのある人・子どもまたは重度の精神障がいのある人であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊などの行動障がいに対する援護を必要とする人）が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

(5) 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に対し、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

■サービス実績

（令和5年度は見込み）※各年度1か月あたり

	単位	令和3年度	4年度	5年度
居宅介護	利用実人数/月	93	100	107
	時間/月	2,089	2,160	2,300
重度訪問介護	利用実人数/月	6	8	10
	時間/月	2,326	2,373	2,420
同行援護	利用実人数/月	26	22	24
	時間/月	326	412	368
行動援護	利用実人数/月	14	16	18
	時間/月	296	307	316
重度障害者等包括支援	利用実人数/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
合計	利用実人数/月	139	146	159
	時間/月	5,037	5,252	5,404

■サービス見込み量

※各年度1か月あたり

	単位	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
居宅介護	利用実人数/月	107	110	113	116	119	121
	時間/月	2,160	2,230	2,300	2,436	2,499	2,541
重度訪問介護	利用実人数/月	8	8	8	8	8	8
	時間/月	2,681	2,681	2,681	2,681	2,681	2,681
同行援護	利用実人数/月	25	27	29	31	33	35
	時間/月	430	445	460	496	528	560
行動援護	利用実人数/月	16	16	16	16	16	16
	時間/月	299	299	299	299	299	299
重度障害者等包括支援	利用実人数/月	0	0	0	0	0	1
	時間/月	0	0	0	0	0	1
合 計	利用実人数/月	156	161	166	171	176	182
	時間/月	5,570	5,655	5,740	5,912	6,007	6,083

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、障がい者支援施設などにおいて、入浴、排せつ、食事などの介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

■サービス実績

(令和5年度は見込み) ※各年度1か月あたり

単位		令和3年度	4年度	5年度
生活介護	利用実人数/月	197	198	203
	内、重度障がい者			86
	利用延人日/月	4,054	4,167	4,251
	内、重度障がい者			1,720

■サービス見込み量

※各年度1か月あたり

単位		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
生活介護	利用実人数/月	203	205	206	208	210	212
	内、重度障がい者	86	86	86	88	88	88
	利用延人日/月	4,251	4,271	4,291	4,311	4,351	4,371
	内、重度障がい者	1,720	1,720	1,720	1,760	1,760	1,760

(2) 自立訓練

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

自立訓練のうち機能訓練は、身体障がいのある人を対象とし、理学療法や作業療法などの身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事などの訓練を実施することと併せ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行を目指します。

自立訓練のうち生活訓練は、知的障がいのある人・精神障がいのある人を対象とし、食事や家事などの日常生活能力向上のための支援を実施することと併せ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行を目指します。

■サービス実績

(令和5年度は見込み) ※各年度1か月あたり

単位		令和3年度	4年度	5年度
機能訓練	利用実人数/月	0	0	1
	利用延人日/月	0	0	20
生活訓練	利用実人数/月	2	3	4
	利用延人日/月	34	42	51

■サービス見込み量

※各年度1か月あたり ※生活訓練のみ、精神障がい者数内数

単位		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
機能訓練	利用実人数/月	1	1	1	1	1	1
	利用延人日/月	20	20	20	20	20	20
生活訓練	利用実人数/月	4	4	4	4	4	4
	内、精神障がい者	2	2	2	2	2	2
	利用延人日/月	51	51	51	51	51	51
	内、精神障がい者	14	14	14	14	14	14

(3) 就労選択支援

就労選択支援サービス提供者が、就労を希望する障がいのある人と共同し、希望する職種、希望する労働条件、障がいのある本人の能力や適性、就労後に必要な合理的配慮などを客観的に評価・整理する就労アセスメントを行います。

就労アセスメント結果をもと適切な一般就労や就労系福祉サービスに繋がります。

■サービス実績

単位		令和3年度	4年度	5年度
就労選択支援	利用実人数/月			
	利用延人日/月			

■サービス見込み量

※各年度1か月あたり

単位		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
就労選択支援	利用実人数/月		0	0	1	1	1
	利用延人日/月		0	0	2	2	2

※令和7年度から実施予定（千葉県）

(4) 就労移行支援

一般就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探しなどを通じ、適性に合った職場への就労などが見込まれる人に対し、事業所内における作業訓練や職場実習などを実施します。

■サービス実績

(令和5年度は見込み) ※各年度1か月あたり

単位		令和3年度	4年度	5年度
就労移行支援	利用実人数/月	18	29	30
	利用延人日/月	350	558	574

■サービス見込み量

※各年度1か月あたり

	単位	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
就労移行支援	利用実人数/月	30	30	30	33	33	33
	利用延人日/月	574	574	574	660	660	660

(5) 就労継続支援

一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。利用者が事業所と雇用契約を結ぶA型（雇成型）と、雇用契約を結ばないB型（非雇成型）があります。

A型（雇成型）は、特別支援学校卒業等で企業等の雇用に結びつかなかった人や離職した人などを対象に、雇用契約に基づき働きながら、一般就労も目指す事業です。

B型（非雇成型）は、年齢や体力面で一般就労が難しい人などを対象に、雇用契約は結ばずに、就労機会を提供する事業です。なお、県が工賃の目標額を定め、その引き上げを図ることとしています。

■サービス実績

(令和5年度は見込み) ※各年度1か月あたり

	単位	令和3年度	4年度	5年度
A型（雇成型）	利用実人数/月	59	51	45
	利用延人日/月	1,165	1,066	1,066
B型（非雇成型）	利用実人数/月	74	96	95
	利用延人日/月	1,374	1,668	1,498

■サービス見込み量

※各年度1か月あたり

	単位	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
A型（雇成型）	利用実人数/月	51	51	51	53	53	53
	利用延人日/月	1,066	1,066	1,066	1,113	1,113	1,113
B型（非雇成型）	利用実人数/月	95	100	105	110	115	120
	利用延人日/月	1,498	1,523	1,548	1,573	1,598	1,623

(6) 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により、生活面の課題が生じている人が対象となります。利用者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を実施します。

■サービス実績

(令和5年度は見込み) ※各年度1か月あたり

	単位	令和3年度	4年度	5年度
就労定着支援	利用実人数/月	19	15	15

■サービス見込み量

※各年度1か月あたり

	単位	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
就労定着支援	利用実人数/月	15	15	15	16	16	16

(7) 療養介護

医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、昼間、病院などにおいて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。

■サービス実績

(令和5年度は見込み) ※各年度1か月あたり

	単位	令和3年度	4年度	5年度
療養介護	利用実人数/月	12	12	14
	利用延人日/月	372	372	434

■サービス見込み量

※各年度1か月あたり

	単位	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
療養介護	利用実人数/月	14	14	14	14	14	14
	利用延人日/月	434	434	434	434	434	434

(8) 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。障がい者支援施設等において実施する「福祉型」と、病院等において実施する「医療型」があります。

■サービス実績

(令和5年度は見込み) ※各年度1か月あたり

	単位	令和3年度	4年度	5年度
短期入所 (福祉型)	利用実人数/月	20	23	22
	利用延人日/月	341	350	309
短期入所 (医療型)	利用実人数/月	3	3	3
	利用延人日/月	22	12	7
合計	利用実人数/月	23	26	25
	利用延人日/月	363	362	316

■サービス見込み量

※各年度1か月あたり

	単位	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
短期入所 (福祉型)	利用実人数/月	26	29	32	35	38	41
	内、重度障がい者	7	7	7	7	7	7
	利用延人日/月	360	370	380	390	400	410
	内、重度障がい者	97	97	97	97	97	97
短期入所 (医療型)	利用実人数/月	3	3	3	3	3	3
	内、重度障がい者	1	1	1	1	1	1
	利用延人日/月	14	14	14	14	14	14
	内、重度障がい者	7	7	7	7	7	7
合計	利用実人数/月	29	32	35	38	41	44
	内、重度障がい者	8	8	8	8	8	8
	利用延人日/月	374	384	394	404	414	424
	内、重度障がい者	104	104	104	104	104	104

3 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居において、相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

■サービス実績

（令和5年度は見込み） ※各年度1か月あたり

	単位	令和3年度	4年度	5年度
共同生活援助	利用実人数/月	100	116	137
	内、精神障がい者	37	49	49
	内、重度障がい者			16

■サービス見込み量

※各年度1か月あたり

	単位	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
共同生活援助	利用実人数/月	120	124	128	132	136	140
	内、精神障がい者	49	49	49	50	50	50
	内、重度障がい者	8	8	8	8	8	8

(2) 施設入所支援

施設入所支援は従前の入所施設を、日中活動部分と施設入所支援に分けたもので、夜間に入所する障がいのある人に対して、入浴、排せつ、食事の世話などを行います。

■サービス実績

（令和5年度は見込み） ※各年度1か月あたり

	単位	令和3年度	4年度	5年度
施設入所支援	利用実人数/月	76	76	77

■サービス見込み量

	単位	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
施設入所支援	利用実人数/月	77	77	77	78	78	78

(3) 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で、一人暮らしを希望する人などが対象となります。一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

■サービス実績

(令和5年度は見込み) ※各年度1か月あたり ※括弧は、精神障がい者数の内書

	単位	令和3年度	4年度	5年度
自立生活援助	利用実人数/月	0 (0)	0 (0)	0 (0)

■サービス見込み量

※各年度1か月あたり ※括弧は、精神障がい者数の内書

	単位	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
自立生活援助	利用実人数/月	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	1 (1)

(4) 地域生活支援拠点等

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。

■サービス実績

(令和5年度は見込み)

	単位	令和3年度	4年度	5年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	設置箇所数			

■サービス見込み量

	単位	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	設置箇所数	-	-	5	-	-	8
	機能充実に向けた検証及び検討回数	-	-	1	-	-	1

4 相談支援

障がい福祉サービスを利用する人、障がい福祉サービスを利用する子どもは支給決定前に指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成することになります。また、市はこれを勘案して支給決定を行います。

また、障がい者支援施設又は精神科病院に入所・入院している障がいのある人が地域で生活するための支援をします（指定地域相談支援）。

■サービス実績（計画相談支援）

（令和5年度は見込み） ※各年度1か月あたり

	単位	3年度	4年度	5年度
障害福祉サービス	利用実人数/月	88	104	120

■サービス見込み量（計画相談支援）

※各年度1か月あたり

	単位	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
障害福祉サービス	利用実人数/月	115	127	140	154	169	186

■サービス実績（地域移行支援）

（令和5年度は見込み） ※各年度1か月あたり ※括弧は、精神障がい者数の内書

	単位	3年度	4年度	5年度
相談支援	利用実人数/月	0 (0)	0 (0)	0 (0)

■サービス見込み量（地域移行支援）

※各年度1か月あたり ※括弧は、精神障がい者数の内書

	単位	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
相談支援	利用実人数/月	-	-	2 (1)	-	-	2 (1)

■サービス実績（地域定着支援）

（令和5年度は見込み） ※各年度1か月あたり ※括弧は、精神障がい者数の内書

	単位	3年度	4年度	5年度
相談支援	利用実人数/月	0 (0)	0 (0)	0 (0)

■サービス見込み量（地域定着支援）

※各年度1か月あたり ※括弧は、精神障がい者数の内書

	単位	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
相談支援	利用実人数/月	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)

5 その他

(1) 補装具の支給

身体に障がいのある人が、日常生活を送る上で必要な補装具（義肢、装具、車いすなど）を支給します。基本は1割負担ですが、所得に応じて一定の負担上限が設定されています。

(2) 自立支援医療

自立支援医療は、障がいのある人が心身の障がいの状態からみて、自立支援医療を受ける必要があり、かつ、世帯の所得の状況、治療状況を勘案して支給認定されます。基本は1割負担ですが、低所得世帯の人だけでなく、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる人にも、ひと月当たりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減策が講じられています。

第5章 障がい児福祉サービスの必要量の見込み

障がいのある子どもが、障害児通所支援を利用する場合、障害児相談支援事業所が障害児支援利用計画を作成します。

障害児通所支援は、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を提供する児童発達支援事業や、授業終了後又は学校の休業日に生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行う放課後等デイサービス、障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障がいのある子どもや保育所スタッフに専門的な支援を行う保育所等訪問支援サービスなどを提供します。

■サービス実績

(令和5年度は見込み) ※各年度1か月あたり

	単位	令和3年度	4年度	5年度
障害児相談支援	利用実人数/月	76	73	72
児童発達支援	利用実人数/月	172	189	206
	延入日/月	1,350	1,397	1,444
医療型児童発達支援	利用実人数/月	2	2	2
	延入日/月	7	10	14
放課後等デイサービス	利用実人数/月	206	235	264
	延入日/月	2,658	3,095	3,532
保育所等訪問支援サービス	利用実人数/月	5	8	11
	延入日/月	9	18	27
居宅訪問型児童発達支援	利用実人数/月	0	1	1
	延入日/月	0	3	3
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	実人数/月			5

■サービス見込み量

※各年度1か月あたり

	単位	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
障害児相談支援	利用実人数/月	72	72	72	75	75	75
児童発達支援	利用実人数/月	208	213	218	223	228	233
	延人日/月	1,497	1,547	1,597	1,647	1,697	1,747
放課後等デイサービス	利用実人数/月	270	290	310	330	350	370
	延人日/月	3,568	3,868	4,168	4,468	4,768	5,068
保育所等訪問支援サービス	利用実人数/月	12	14	16	18	20	22
	延人日/月	21	25	29	33	37	41
居宅訪問型児童発達支援	利用実人数/月	1	1	1	2	2	3
	延人日/月	3	3	3	6	6	6
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	実人数/月	-	-	5	-	-	7

※「児童発達支援」については、児童福祉法の改正により「児童発達支援」(医療型と一体化したもの)としています。

第6章 地域生活支援事業の必要量の見込み

1 相談支援事業所

(1) 相談支援事業

障がいのある人などの福祉に関する相談、必要な情報提供・助言のほか、虐待防止や権利擁護のために必要な援助を行います。また、障がい者自立支援協議会の運営を行い、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善などを推進します。

令和4年度から、地域の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターを設置し、障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、相談支援事業所や関係機関と連携し、地域における相談支援の中核的な役割を担っています。

① 障害者相談支援事業所

障がいのある人や家族などからの相談に、常勤の相談支援専門員がそれぞれ個別に対応し、必要な情報の提供や助言を行う基本相談支援や、サービス利用支援を行う指定特定相談支援事業所は、市内に6か所あります。市では、その内2か所に一般的な相談支援を委託し、市内を南北に分けた日常生活圏域に1か所ずつ設置しています。

■ サービス実績

	単位	令和3年度	4年度	5年度
指定特定障害者相談支援事業所	箇所数	6	6	6

■ サービス見込み量

	単位	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
指定特定障害者相談支援事業所	箇所数	-	-	6	-	-	7

② 障がい者自立支援協議会の運営

中立・公正な立場で障害者相談支援事業所の評価ができる体制として、平成19年度に障がい者自立支援協議会を設立し、平成21年度からは専門部会を設置しました。

障害者相談支援事業所とともに地域の関係機関などによる相談支援ネットワークとして地域での重層的な支え合いを目指します。

(2) 市町村相談支援機能強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員（社会福祉士、精神保健福祉士等）を配置しています。

2 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスを利用または利用しようとする身寄りのない重度の知的障がいのある人または精神障がいのある人が成年後見制度を利用する場合、申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用など）及び後見人などの報酬の全部又は一部を助成します。

■サービス実績

（令和5年度は見込み）

	単位	令和3年度	4年度	5年度
成年後見制度利用支援事業	利用実人数	2	2	2

■サービス見込み量

	単位	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
成年後見制度利用支援事業	利用実人数	2	2	2	2	2	2

3 意思疎通支援事業

手話通訳者の設置や派遣など、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人などその他の者の意思疎通を仲介します。また、地域で活動する手話奉仕員の養成のため、養成研修を実施し、一人でも多くの手話奉仕員の育成を図ります。

■サービス実績

（令和5年度は見込み）

	単位	令和3年度	4年度	5年度
手話通訳者設置事業	設置実人数	1	1	1
手話通訳者派遣事業	利用実人数	27	28	28
手話奉仕員養成研修事業	修了実人数	0	16	10

■サービス見込み量

	単位	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
手話通訳者設置事業	設置実人数	1	1	1	1	1	1
手話通訳者派遣事業	利用実人数	28	28	28	28	28	28
手話奉仕員養成研修事業	修了実人数	16	10	16	10	16	10

※手話奉仕員養成研修事業は、年度毎に前期・後期の開催となる。

4 日常生活用具給付事業

日常生活上の便宜を図るため、重度の障がいのある人に対し、①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排泄管理支援用具、⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)を給付又は貸与します。

■サービス実績（令和5年度は見込み）

	単位	令和3年度	4年度	5年度
介護・訓練支援用具	利用件数	2	5	7
自立生活支援用具	利用件数	11	16	19
在宅療養等支援用具	利用件数	11	8	13
情報・意思疎通支援用具	利用件数	65	41	50
排泄管理支援用具	利用件数	2,019	2,116	2,213
居住生活動作補助用具	利用件数	2	1	2

■サービス見込み量

	単位	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
介護・訓練支援用具	利用件数	7	7	7	9	9	9
自立生活支援用具	利用件数	19	19	19	21	21	21
在宅療養等支援用具	利用件数	13	13	13	13	13	13
情報・意思疎通支援用具	利用件数	52	52	52	52	52	52
排泄管理支援用具	利用件数	2,116	2,116	2,116	2,116	2,116	2,116
居住生活動作補助用具	利用件数	2	2	2	2	2	2

5 移動支援事業

屋外での移動が困難な人について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。個別支援型とグループ支援型があります。

■サービス実績（令和5年度は見込み）

	単位	令和3年度	4年度	5年度
移動支援事業	利用実人数	59	74	76
	利用延時間数	5,120	4,834	5,780

■サービス見込み量

	単位	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
移動支援事業	利用実人数	74	74	74	74	74	74
	利用延時間数	4,834	4,834	4,834	4,834	4,834	4,834

6 地域活動支援センター

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進などの機会の提供などを行う地域活動支援センターを設置しています。

地域活動支援センターは職員配置、事業内容、利用者数などによって、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型があります。

四街道市福祉作業所は、平成 24 年 3 月から地域活動支援センターⅢ型の事業を行う施設として、主に知的障がいのある人の創作活動、生産活動などを行っています。

■サービス実績（令和 5 年度は見込み）

	単位	令和 3 年度	4 年度	5 年度
地域活動支援センターⅢ型 (本市)	箇所数	2	2	2
	利用実人数	40	41	46
地域活動支援センターⅢ型 (他市)	箇所数	2	2	1
	利用実人数	5	4	4
地域活動支援センターⅠ型 (他市)	箇所数	1	1	1
	利用実人数	1	1	1
	利用延人数	1	3	4
	相談実人数	6	5	5
	相談延人数	22	39	39

■サービス見込み量

	単位	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
地域活動支援センターⅢ型 (本市)	箇所数	-	-	2	-	-	2
	利用実人数	-	-	43	-	-	43
地域活動支援センターⅢ型 (他市)	箇所数	-	-	2	-	-	2
	利用実人数	-	-	4	-	-	4
地域活動支援センターⅠ型 (他市)	箇所数	-	-	1	-	-	1
	利用実人数	-	-	1	-	-	2
	利用延人数	-	-	4	-	-	5
	相談実件数	-	-	5	-	-	6
	相談延件数	-	-	43	-	-	45

※地域活動支援センターⅠ型（他市）の単位について、利用実（延）人数は来所による利用を表し、相談実（延）件数は、電話相談によるものを記載しております。

7 その他の地域生活支援事業

(1) 日中一時支援事業

日中、一時的に介護者が介護にあたれない場合などに、障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設などにおいて、活動の場や見守り、介護などを提供します。

(2) 知的障害者職親委託制度

知的障がいのある人を一定期間、知的障がいのある人の更生援護に熱意を有する事業経営者などに預け、生活指導及び技能習得訓練などを行います。

(3) 訪問入浴サービス事業

寝たきりの身体障がいのある人に、訪問により、特別浴槽を利用した安全かつ快適な入浴サービスを提供します。

(4) 自動車運転免許取得助成事業

自動車運転免許の取得により就労が見込まれるなど社会活動への参加に効果があると認められる身体障がいのある人を対象に、免許の取得に要する費用の一部を助成します。

(5) 自動車改造助成事業

重度の身体障がいのある人が自ら運転するために自動車を改造する場合、その費用の一部を助成します。

(6) 障がい福祉啓発事業

障がいのある人等への理解を深めるため、研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

(参考) 市独自で行っている障がい福祉サービス

(1) 障害者通所施設交通費助成

障害者通所施設に通う障がいのある人（子ども）及び単独での通所が困難な人に付き添って通所する介護者等に対し、一定の要件を満たした場合、その交通費の一部を助成します。

(2) 精神障害者医療費助成

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方を対象に、自立支援医療（精神通院医療）における自己負担分の2分の1を助成します。

(3) 重度身体障害者住宅改善費助成

重度の身体障害のある人が住宅を利用しやすいように改善する場合、市から助成金が受けられます。

(4) 緊急通報装置

一人暮らしの重度の身体障がいのある人に、自宅での緊急時の病気、災害等に迅速かつ適正に対応するために、緊急通報装置を設置します。

(5) 福祉タクシー

重度の心身障がいのある人が市と協定を締結したタクシーを利用した場合に、乗車料金の一部を助成します。

(6) 介護用品の給付

身体障害者手帳 1・2 級の人で介護用品を利用している在宅の人に介護用品引換券をお渡ししています。

(7) 地域活動支援センター家賃補助金

市内の地域活動支援センターを運営する事業者に、その設置のための家屋の借上げに要する費用の一部を補助します。

第7章 サービス見込量確保のための方策

本市においては、地域活動支援センターⅢ型事業を行っている事業所は2か所あり、そのうち、直営の事業所として四街道市福祉作業所が1か所あります。そのほか、直営で児童発達支援事業を行っている児童デイサービスセンターくれよんがあります。

障がい者自立支援協議会においては、専門部会を設置し、生活、就労、療育・教育に関する様々な課題について話し合いを進めており、各部会において、個別事例の検討をとおし利用者が、地域で安心して暮らしていくための地域課題の解決に向けた検討や支援体制の構築に引き続き取り組みます。

1 訪問系サービス

- 市内には、居宅介護・重度訪問介護の指定を受けた事業所は13か所、行動援護の指定を受けた事業所は1か所、同行援護の指定を受けた事業所は6か所あります。市外の事業所や介護保険事業所と共通した社会資源の活用が可能ではありますが、全国的に従事する介護職が量的に不足していることが指摘されています。利用の拡大が続くことが想定されることから、事業者の状況把握に努め、介護保険事業者などに対しても呼びかけや情報提供を行うなど、見込量の確保に努めます。
- サービスの量的な確保だけでなく、質の向上を図るため、必要により、人材育成のための支援を行います。

2 日中活動系サービス

- 市内には、生活介護で指定を受けた事業所が6か所、就労継続支援A型で指定を受けている事業所が2か所、就労継続支援B型で指定を受けている事業所が5か所、短期入所で指定を受けた事業所が4か所、療養介護で指定を受けた事業所が1か所あります。
今後はさらに利用が拡大することが想定されるため、事業者の状況把握に努め、見込量の確保に努めます。
- 就労系事業所においては、安定的な仕事量の確保が不可欠であることから、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律（平成二十四年法律第五十号）に基づいて、官公需の情報提供や調整を行い、活発化することにより、利用者の就労促進に努めます。また、市役所の庁舎内においては、障がいのある人の就労支援の一環として、庁舎内販売として広く市民に物品等を販売できる場を提供し、障がいのある人の活躍出来る場の拡大に努めます。併せて、事業所と市民を繋ぐことで障がいのある方への理解が深まり、地域での関わり合いへの発展に繋がるよう取り組みます。

3 居住系サービス

- 市内には、施設入所支援で指定を受けた事業所が2か所、共同生活援助（グループホーム）で指定を受けた事業所が13か所（内、日中サービス支援型は1か所）あります。福祉施設から地域生活への移行を踏まえると、共同生活援助（グループホーム）は利用が拡大することが想定されることから、事業者の状況把握に努めます。

4 障がい児支援

- 市内には、児童発達支援で指定を受けた事業所が14か所、保育所等訪問支援の指定を受けた事業所が4か所、放課後等デイサービスで指定を受けている事業所が23か所あります。
障がい児支援の希望者は増加の傾向にあるため、事業者の状況把握に努め、見込量の確保に努めます。
- 子育て世帯における支援では、子どもに障がいのある、なしに関わらず家族全体を支える相談支援は重要であることから、家族ケアの視点に重点を置いた地域全体の支援体制づくりに取り組みます。
- 中核的な支援機能の提供と地域における体制づくりでは、児童デイサービスセンターくれよん及び四街道市自立支援協議会専門部会（療育・教育部会）を中心に、保健、医療、保育、教育、福祉と連携しインクルーシブな（障がいのある、なしに関わらず子どもが地域社会への参加・包容される）子育て支援体制を構築します。
また、各事業所において「にじいろサポートファイル」の活用を推進し、当事者に関わる支援機関が、連続帯で支援の工夫を引き継ぎ、ライフステージの変化に応じた年齢にふさわしい切れ目の無い支援体制の提供に取り組みます。

5 地域生活支援事業

- 相談支援体制については、増加傾向にある相談件数に対応できるよう相談支援体制を整備していきます。また、サービス事業者などの関係者による個別ケア会議を行うことで総合的な支援を行います。
- 障がい者自立支援協議会については、行政はもとより教育、就労関係機関や障がい福祉団体（障がい当事者）などの参加により展開しています。生活、就労、療育・教育の3つの部会において、様々な検討を行っております。今後も、障がい者の自立した生活を支えるため、医療、福祉、行政等の関係者がネットワークを構築し、家族ケアも含めた支援方法等の検討を行います。
- 意思疎通支援事業、移動支援事業については、県などで行われる研修などの情報提供と積極的な参加を促し、人材確保のための環境を整えます。また、意思疎通支援においては、障がい特性に応じた工夫ある支援が必要であり、人材確保や育成は長期的な視点で取り組む必要があることから、これらに並行してICT機器の活用を推進し、文字やピクトグラム等の記号や映像を使用した視覚的情報や音声情報の活用等支援方法の手段の拡大に努めます。

第8章 計画の推進

1 進捗状況の管理と評価

計画策定後は、各年度において、サービスの見込量のほか、地域生活への移行が進んでいるかなどの達成状況を点検、評価し、この結果に基づいて所要の対策を実施していく必要があります。

本市では、計画の進行を管理するため、計画の策定、改定を行う時に各施策の進捗状況を調査します。

2 関係機関との連携

障がいのある人が、地域の中で心身ともに健康に、自立して生活していくためには、地域の中で適切なサービスを提供する体制を構築することが必要です。同時に障がいのある人自らも、権利主体として積極的に地域活動に参加し、個々に合った活動の場を拡大し、活躍できるよう取り組むことが重要となります。

そこで、四街道市地域福祉計画の理念のもと、障がい者自立支援協議会を中心として、地域住民、行政、障がい福祉サービス事業所、医療機関、ボランティア、NPO、社会福祉協議会、民生委員などの関係機関の、それぞれの役割分担を明確にしながら、連携の強化に努めるとともに、千葉県視覚障害者福祉協会、千葉聴覚障害者センター、高次脳機能障害支援センター、千葉県発達障害者支援センターCAS（キャス）、公共職業安定所（ハローワーク）など、関係する専門機関とも協調を図ります。また、障がいのある人の権利を守り安心して生活できるための支援として、基幹相談支援センターが中心となり、障がいのある人への虐待の相談、通報、届出に対応し、関係機関と連携しながら、虐待を受けた障がいのある人への支援に限らず、虐待の発生となった環境側にも支援し、虐待の早期発見と虐待の発生防止に取り組めます。

3 県および障がい保健福祉圏域との調整・協力

千葉県においては、市町村の枠を超えた各種のサービスの面的・計画的な整備と重層的なネットワークを構築する単位として、健康福祉センターの所管区域を基準とした16の障がい保健福祉圏域が定められました。

本市は、印旛健康福祉センターの所管区域に含まれます。印旛健康福祉センターは、本市をはじめ、成田市・佐倉市・八街市・印西市・白井市・富里市・酒々井町・栄町の9市町を管轄しており、地域活動支援センターI型や中核地域生活支援センター、就労・生活支援センターの利用もこの圏域で行われています。今後も広域的な事業などの推進にあたっては、それぞれの市町村が調整・協力し合い、より効果的・効率的な事業の運営に努めます。

資料1 計画策定体制と経過

■障がい者自立支援協議会

本計画の策定にあたり、関係機関や関係団体、障がい福祉サービス事業者や医療・教育・雇用などの関係者の分野の代表で構成される四街道市障がい者自立支援協議会からの意見を参考に計画策定を進行しました。

開催日	区分	主な審議内容
令和5年5月17日	第1回	・計画の概要及び策定スケジュールについて
令和5年11月16日	第2回	・現行計画の進捗状況について ・市内障がい福祉団体への意見聴取結果について ・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（素案）について
令和6年1月25日	第3回	・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）について

■障がい関係団体へのアンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、市内障がい関係団体にアンケート調査を実施し、当事者やその家族の立場からの現状、課題、困り事等を把握し、計画策定の基礎資料としました。

開催期間	対象	主な内容
令和5年8月28日～ 令和5年9月22日	市内障がい福祉団体	・今後利用したい福祉サービス ・日常生活で困っていること

資料2 用語の解説

バリアフリー

誰もが自立した生活を送れるようにするために、障がいのある人や高齢者の生活や活動を差別したり、妨害したりするものを取り除こうという概念のことです。バリアには、都市環境・建築などの物理的なバリア、人間の意識や態度、行動などの背景にある心理的なバリア、社会的な制度のバリア、コミュニケーションのバリアなどがあります。

サービス等利用計画

障がい福祉サービスの利用を希望される方が、総合的な援助方針やご本人の生活などに関する課題を踏まえ、最も適切なサービスなどについて検討し、「指定特定相談支援事業所」、「指定障害児相談支援事業所」の相談支援専門員が作成するものです。利用者本人、家族、支援者等が作成することもできます(セルフプラン)。

指定特定相談支援事業所

障がいのある人、家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、専門機関等との連絡調整を行う基本相談と、障がいのある人等が、障害福祉サービスを利用する前に、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う、計画相談支援を行う事業者です。

指定障害児相談支援事業所

障がいのある子どもが障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス等)を利用しようとする場合、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う事業者です。

相談支援専門員

障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障がいのある人の全般的な相談支援を行います。

障がい者自立支援協議会

障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に規定される協議会です。障がいのある人の地域における生活を支援していくためには、関係機関や関係団体、障がい福祉サービス事業者や医療・教育・雇用などの関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行うことが重要です。障がい者自立支援協議会はこの役目を担っています。

障がい者自立支援協議会を設置した都道府県及び市町村は、障がい福祉計画を定め、又は変更しようとする場合は、あらかじめ、障がい者自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされています。

成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などにより判断能力が不十分な成年者の、財産や権利を保護するための制度です。

地域活動支援センター（Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型）

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障がいのある人などが自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を行うセンターです。「基礎的事業」として、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進などの事業を実施します。また、それらの事業に加え、事業の機能を強化するために下記の事業を実施する場合、その内容に応じⅠ型からⅢ型までの類型が設定されています。

Ⅰ型：専門職員（精神保健福祉士など）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発などの事業と、併せて相談支援事業を実施します。

Ⅱ型：地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴など、自立と生きがいを高めるための事業を実施します。

Ⅲ型：創作的活動、生産活動、社会との交流促進などの事業を実施します。

補装具

障がいのある人などの身体機能を補完し、又は代替し、かつ長期間にわたり継続して使用される用具のことです。具体的には、車いす、盲人安全杖、義手、義足、下肢装具、補聴器などです。

ライフステージ

人間の一生における幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期などのそれぞれの段階のことを指すものです。また、一生をとおしての変化を指すものです。

ICT（アイ・シー・ティー）

Information&CommunicationsTechnologyの略。情報通信技術を表す言葉です。

第7期四街道市障がい福祉計画
第3期四街道市障がい児福祉計画

発行日 令和6年3月
発行 四街道市役所福祉サービス部 障がい者支援課
四街道市鹿渡無番地
TEL 043-421-6122
FAX 043-424-2011